

グローバル法務系専門職大学院基準の改定について（概要）

○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2020年度に開始したグローバル法務系専門職大学院認証評価では、グローバル法務系分野の高度専門職業人教育の質保証に取組むべく、グローバル法務系専門職大学院に必要な事項を定め、評価を行ってきた。基準の改定は今回が初めてとなる。
- ・ この度の改定では、自己点検・評価及び認証評価をより効率的、かつ効果的に行えるようにすべく、基準全体や「評価の視点」の構成を改めて整理した。
- ・ これまでに定めた当該分野の高度専門職業人に必要な能力やこれを涵養するための教育課程に求められる要素は引き継ぐこととする。ただし、時代の変化にあわせた表現に更新するとともに、グローバル法務系専門職大学院の特徴をより的確に評価できる基準へと見直した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「グローバル法務系専門職大学院基準検討小委員会」を設置し、審議・起案を行い、「基準委員会」での審議の後、本協会理事会にて基準改定を決定した。

○ 主な改定点、基準の概要

（1）効率的かつ効果的な自己点検・評価及び認証評価の実施に向けた取組み

①大項目の整理・統合

- ▶ 機関別認証評価と重複する大項目を整理するとともに、専門職大学院の教育を中心とした基準体系を明確に示すため、大項目を変更した。

現行基準	改定基準
<p>大項目</p> <p>1 使命・目的</p> <p>2 教育課程・学習成果</p> <p>3 学生の受け入れ</p> <p>4 教員・教員組織</p> <p>5 学生支援</p> <p>6 教育研究等環境</p> <p>7 点検・評価</p>	<p>大項目</p> <p>1 使命・目的</p> <p>2 教育課程・学習成果、学生</p> <p>3 教員・教員組織</p> <p>4 専門職大学院の運営と改善・向上</p>

※改定基準と現行基準の大項目の主な対応関係

現行基準	改定基準
1 使命・目的	1 使命・目的
2 教育内容・方法・成果 3 学生の受け入れ 5 学生支援 6 教育研究等環境 (※図書館、自習室など学生に関する環境)	→ 2 教育課程・学習成果、学生
4 教員・教員組織 6 教育研究等環境 (※研究室など教員に関する環境)	→ 3 教員・教員組織
7 点検・評価	→ 4 専門職大学院の運営と改善・向上

②法令要件等の表データ化

- ▶ 基準構成を見直し、基礎要件（法令要件を含む）を「基礎要件データ」によりまとめることで、申請大学院における自己点検・評価及び本協会における認証評価の効率化を促すこととした。

現行基準	改定基準
構成 「本文」 「評価の視点」	⇒ 構成 「本文」 「基礎要件」 「評価の視点」

- ▶ これに伴い、基礎要件として表にとりまとめられた事項については、同表に大学院が状況を記入し、点検・評価報告書における記述を不要とする（※「基礎要件データ」冒頭の説明を参照）。
- ▶ 現行基準では「評価の視点」をF群（Fundamental）・L群（Legal）・A群（Advanced）に区分していたものの、基礎要件（法令要件を含む）を表にとりまとめたことから、「評価の視点」の区分を廃止する。
- ▶ 「基礎要件データ」は、現在の評価で提出を求めている「基礎データ」を概ね網羅していることから、「基礎データ」については廃止する。
- ▶ 上記のように、法令要件等を基礎要件データとし、大項目及び評価の視点を

整理したことにより、評価の視点数が以下の通り変更となった。

現行基準	評価の 視点数	改定基準	評価の 視点数	基礎要件 データ の表数
大項目		大項目		
1 使命・目的	5	1 使命・目的	1	1
2 教育内容・方法・成果	34	2 教育課程・学習成果、 学生	21	7
3 学生の受け入れ	6			
4 教員・教員組織	17			
5 学生支援	4	3 教員・教員組織	11	7
6 教育研究等環境	12			
7 点検・評価	4	4 専門職大学院の運営 と改善・向上	8	1
計	82	計	41	16

※「基礎要件データの表数」からは、基準における「基礎要件」として示していない表 17、18 を除いている。

以上